Fight! Fukushima! がんばろう ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り × さんじょうライフ

1月24日発行
Vol.341

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

1/22(月) 南相馬市HP「フォトレポ」から

南相馬市長選挙 当選証書付与式

任期満了に伴う南相馬市長選挙が1月21日に行われ、即日開票の結果、新人の門馬和夫氏が当選しました。

© City of Minamisoma

2ページをご覧ください。

目　次

●南相馬市HP「フォトレポ」から
・南相馬市長選挙当選証書付与式 ---------- 2
・小高産業技術校高校生による「食べてみっせ～！ホッキ飯弁当」店頭販売---------- 2

●被災自治体News
南相馬市 ---------- 3
浪江町 ---------- 5
双葉町 ---------- 7
富岡町 ---------- 9

●東京電力ホールディングス
・移住を余儀なくされた区域における住居確保にかかる費用の賠償の取扱いについて ---------- 10

●福島県復興公営住宅入居支援センター
・1月度定期募集のお知らせ----- 12

●交流ルームひばり通信
・お米をまだ受け取っていない方へ ---------- 17
・1月･2月の「ひばり」--------- 18

1/22(月) 南相馬市長選挙当選証書付与式

任期満了に伴う南相馬市長選挙が1月21日に行われ、即日開票の結果、新人の門馬和夫氏が当選しました。

当選証書付与式が市役所で行われ、市選挙管理委員会の大友章生委員長が門馬氏に当選証書を手渡しました。

門馬氏の任期は、1月29日から4年間です。

1/20(土) 小高産業技術校高校生による「食べてみっせ～！ホッキ飯弁当」店頭販売

小高産業技術高校の生徒が考案し、イオンが商品化した「食べてみっせ～！ホッキ飯弁当」の店頭販売が、イオンスーパーセンター南相馬店で行われました。

商品を考案した小高産業技術高校流通ビジネス科3年の斉藤彩華さんと木幡澪優(みゆ)さんが店頭に立ってPRすると、この日に準備した弁当150個は正午前に完売となりました。

斉藤さんと木幡さんは、「避難生活で地元を離れている方に郷土の味が詰まった弁当が届けばうれしいです」と話してくれました。

弁当は、県内を中心に東北のイオン系列のスーパーや、ミニストップで1月30日(火)まで期間限定で販売しています。

© City of Minamisoma

南相馬市からのお知らせ

南相馬市長選挙の投・開票結果

1月21日HP更新

候補者氏名(届出順)			得票数
当	1	もんま　和夫	16,494票
	2	さくらい　勝延	16,293票
小計（有効投票数）			32,787票
無効			236票
計（投票総数）			33,023票

問い合わせ　選挙管理委員会事務局　TEL 0244-24-5285

みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663
（平日のみ　午前9時～午後5時）

今週の番組　　**※パソコン視聴**

番組内容[1/24～1/31]

1. オープニング&今週の番組［2分］
2. 南相馬市長選挙　当選証書付与式［5分］
3. おだか月明かりコンサート　～月の雫　杜の音～ Part.3［22分］
4. 平成29年度 大甕地区世代間交流事業　～ミニ門松作り～［9分］
5. ふるさとに還ってきた魚たち　～真野川サケ有効利用調査～［12分］
6. 就職ナビ＃24　株式会社トラストワン［3分］
7. 南相馬市民の歌　原町混声合唱団［4分］
8. リクエストアワーのお知らせ［1分］

小高区役所で土曜に原子力損害賠償に関する相談会を開催します

1月22日HP更新

手も足も出ない、が解決できる
小高区役所で土曜に原子力損害賠償に関する相談会を開催します

原子力損害賠償に関する相談をしたいけれど、平日日中は相談に行くことができないし、避難先で相談するところがない、そんな方はいらっしゃいませんか。

月に一度、市職員の弁護士と東京電力の職員に相談できる土曜相談会を小高区役所で開催しています。

家の建て替えや家賃、仕事ができなくなったこと、避難で病気になったなど、賠償で気になることは何でもご相談いただけます。お気軽にお越しください。予約不要です。

とき

1月27日（土）
2月17日（土）　午前10時～午後3時
3月17日（土）

ところ

小高区役所　1階

【よくあるご相談】

小高区の相談会では家に関する賠償の相談を多く受けます。

(1) 支払いを受けた家と土地の賠償では、再築費用には不足する。
⇒不足分が住居確保損害賠償で賠償される可能性があります。その上限額も確認できます。

(2) リフォーム費用の賠償請求をしたけれども、認められなかった。
⇒住居確保損害賠償では、支払いを受けた建物と土地の受け取り済みの賠償額を超えないと追加で賠償されません。

(3) 震災前は小高で借家に住んでいたが、住居確保損害賠償の対象にならないのか。
⇒家賃賠償の終了後、借家の方向けの住居確保損害賠償が請求可能です。

※避難先から戻られる際に合わせてご相談いただくことも少なくありません。

※ 原子力損害賠償以外の弁護士相談を希望の方は、弁護士による「なんでも相談会」をご利用ください。

問い合わせ　被災者支援・定住推進課 原子力損害対策室　TEL 0244-24-5337

浪江町からのお知らせ

「復興祈念公園フォーラム」開催のお知らせ

1月16日HP更新

復興祈念公園の検討について、皆さんと公園づくりを考えるためのフォーラムを開催します。

とき

2月4日（日） 午後1時30分～3時45分

ところ

福島県いわき合同庁舎　本庁舎4階大会議室（いわき市）

参加費

無料（先着順）

内容

●復興祈念公園について　　午後1時30分～
　／下田 明宏（工学院大学建築学部 教授）

●復興祈念公園をみんなで考える　　午後2時～
　※ワークショップ形式で公園で行いたいことなどを話し合います。

主催

国土交通省東北地方整備局、福島県、双葉町、浪江町

※ 参加にあたっては事前申し込みをお願いします。（申込期限：平成30年1月28日（日））

※ 復興庁・福島県は、平成29年7月に「福島県における復興祈念公園基本構想」を策定しました。現在、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた、双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区などを対象に復興祈念公園の基本計画の検討が進められています。

【参加申し込み先】
福島県土木部まちづくり推進課
TEL 024-521-7510
FAX 024-521-7956
電子メール：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp

問い合わせ　企画財政課 企画調整係　TEL 0240-34-0240

浪江町ＨＰ「つながろう　なみえ」から

浪江町消防団第7分団　放水訓練

　1月21日、浪江町消防団第7分団が大堀総合グラウンドにて、放水訓練を行いました。第7分団は浪江町職員で編成されており、業務後の限られた時間で訓練を積み重ねています。

　この日団員は、小型ポンプ操法の訓練により身に付けた技術をもとに操法を行い、消防団幹部や浪江消防署職員からの指導を受けながら、筒先の扱いや注水姿勢などを確認した後、放水による圧力を体感しました。

　団員の皆さんは、実際に放水をしたことにより、日頃の訓練の意義を改めて認識し、住民の安全安心を守る使命感を新たにしました。

浪江町ＨＰ「町の話題」から

先端農業技術体験フェア

　1月21日、浪江町地域スポーツセンターで「先端農業技術体験フェア」が開催されました。

　このイベントは経済産業省、農林水産省、福島県の主催で、福島イノベーション・コースト構想の対象となっている浜通り地域の農業者など最先端の農業を担う方々が参集しました。

　ステージプログラムでは、ふくしま次世代農業セミナーと題して施設園芸、花卉(かき)栽培についての講演やディスカッション、先端農業技術に関するブースなどが出展され、効率的な農業生産を実現する先端技術を目にしようと約200人の方が来場されました。

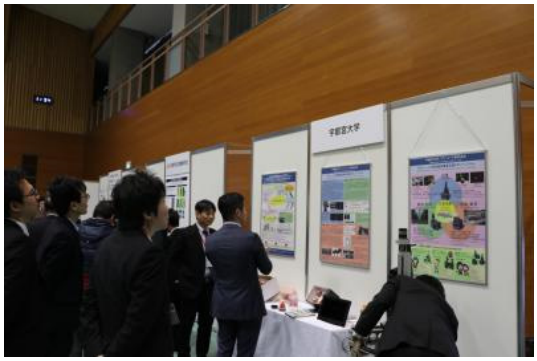

双葉町からのお知らせ

前田川河川堤防の復旧工事のための調査を行います
（福島県相双建設事務所からのお知らせ）　1月16日HP更新

福島県相双建設事務所では、地震で壊れた河川堤防の復旧工事を実施します。
工事に先立ち、用地測量を下記のとおり行いますが、調査にあたり、皆さまの宅地や農地などに調査員が立ち入りさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、調査にあたり、家屋など建物内部に立ち入ることはありません。

工事の事前調査は、福島県から委託を受けた会社が行います。調査員は立ち入る際、身分証明書を携帯しています。

調査期間

1月下旬から2カ月程度

調査会社

株式会社船橋コンサルタント
測量・調査部　鈴木
TEL 0244-24-2351

【問い合わせ先】
福島県相双建設事務所復旧・復興部　河川・海岸課4係
係長　丹羽
担当　栗原
TEL 0244-26-1262

双葉町HP「ブログ ふたばのわ」から

みんなに会える場所～双葉町ダルマ市～

1月6日(土)～7日(日)に、いわき市南台応急仮設住宅イベント広場にて、双葉町ダルマ市が開催されました。

今年も多くの人出があり、懐かしい人との再会や毎年恒例の催しでにぎわいました。

1日目には奉納神楽や子供樽神輿が行われ、巨大ダルマ引きには多くの人が参加し、東西に分かれて競い合いました。

東が勝てば家内安全・商売繁盛、西が勝てば無病息災・身体堅固に恵まれる年になるとされています。

今年は東の圧勝！家内安全・商売繁盛の一年になりそうですね。

2日目には芸能発表会やダルマ神輿などを観に、各地から多くの町民が訪れ、さらに盛り上がりを見せていました。

南台応急仮設住宅での開催は今年が最後になるとのこと。それを聞いて、遠方から足を運んだ方も見受けられました。

関東から震災後初めて来たご家族

南相馬から、一年に一回お友達に会うのを楽しみに毎年来ている方

「歩いていれば知ってる人に会える」

ダルマ市は、双葉町のみなさんにとって、そのような再会の場所になっています。

名残惜しそうに、笑顔で帰っていく町民のみなさん。そんな姿が印象的でした。

（取材：ふたさぽ　秋元）

富岡町からのお知らせ

富岡町公式Facebookから

町内における生活環境の改善策を提案

町の復興施策の進捗状況や町の現状を確認し、“くらしやすく居心地の良い富岡町を目指す”観点から、必要と考えられる取り組みを提言する「富岡町くらし向上委員会」の渡辺和則委員長と秋元正國副委員長が1月15日、宮本皓一町長へ意見書を手渡しました。

委員会は昨年10月に関係機関や産業界などの幅広い分野からなる15人の委員で設置。意見は、委員各々の視点から出された復興まちづくりに向けた意見交換をもとにまとめあげ、震災前からの町民と新たに移り住んだ町民、行政、見守り活動にあたる団体が連携できるための「総合的なネットワークの構築」の早期構築やイノシシなど有害鳥獣の被害防止に向けた継続的な取り組みなどが記されています。

渡辺委員長は「震災前からの町民と新しい住民、町内に住民票がない方にも町に関心を持ってもらうことが必要。ふるさとへの関わり方や交流機会の創出を取り組むことを願いたい」と意見を述べました。これを受け、宮本町長は「ふるさとへの関心を高める取り組みは継続しなければいけない。皆さんが富岡町に足を運び、楽しみながら交流を深めるイベントなどを次年度も検討したい。また、イベントのみならず、いただいた意見を参考に生活環境の更なる向上を目指し事業化を検討する」と述べました。

町政振興への功績をたたえて
平成30年富岡町表彰式・新年賀詞交歓会

町の政治、経済、社会、文化などにおいて町政の振興に寄与された方を表彰する、平成３０年富岡町表彰式を１月１９日、富岡町文化交流センター・学びの森で行いました。

式には町民、関係機関、企業などから約２５０人が出席。表彰者９人のうち出席された４人の方に宮本町長から表彰状と記念品を授与しました。続いて行われた賀詞交歓会では、参加者が近況報告や情報交換をしながら懇親を深めていました。

TEPCO
東京電力ホールディングス
福島復興本社

移住を余儀なくされた区域における住居確保にかかる費用の賠償の取扱いについて

1月18日

当社は、住居確保にかかる費用の賠償につきまして、帰還困難区域または大熊町、双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域（以下、「移住を余儀なくされた区域」）にある持ち家に、当社事故発生時点においてお住まいであった方には、これまで「移住先住居の再取得費用の賠償」のみご案内させていただいておりました。
（平成26年4月30日、平成28年2月18日、平成29年2月13日お知らせ済み）

この度、復興へ向けた昨今の情勢変化等を踏まえ、「移住を余儀なくされた区域」にある持ち家にお住まいであった方につきましても、他の避難指示区域と同様に「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」または「移住先住居の再取得費用の賠償」をご選択いただけるようにいたしました。

1. 対象となるご請求者さま

当社事故発生時点において、移住を余儀なくされた区域内にあるご自身が所有されている持ち家にお住まいであった個人さまを賠償の対象とさせていただきます。

2. お支払い対象となる費用について

「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」	「移住先住居の再取得費用の賠償」
建築物、構築物・庭木にかかる以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用 ・建替え・修繕費用 ・建替えに要した解体費用 ・建替え・修繕にかかる登記費用や消費税等の諸費用	建築物、構築物・庭木、宅地にかかる以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用 ・ 建物・宅地再取得費用 ・ 建物・宅地再取得にかかる登記費用や消費税等の諸費用

3. お支払いする賠償金額について

実際にご負担された費用が、既にお支払いしている「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内でお支払いいたします。

次ページへ続きます

4. 賠償上限金額について

「宅地・建物・借地権」の賠償金額と中間指針第四次追補において示された下表の算定方法により対象資産ごとに算定される金額を合算した額を賠償上限金額とさせていただきます。

賠償上限金額の算定対象資産は、当社事故発生時点においてお住まいであった住所に所在する、同一地番内の建築物＊（特定の高額な設備等を含みます）、構築物・庭木および宅地とさせていただきます。

※建築物につきましては、原則として居住部分を賠償対象とさせていただきますが、課税情報の用途が「併用」や居住用用途以外の場合でも、床面積が250㎡以内であれば、床面積のすべてを居住部分であるとみなして算定させていただきます。

	「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」	「移住先住居の再取得費用の賠償」
住宅	（算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額）×75％ ※住宅が地震および津波による損害を受けている場合、「宅地・建物・借地権」の賠償における建物の賠償と同様に、想定新築価格および時価相当額からその損害分を控除して賠償上限金額を算定させていただきます。	
宅地	―	従前の宅地面積（250 ㎡を上限とします）×43,000 円／㎡－従前の宅地面積（400 ㎡を上限とします）×従前の宅地単価
諸費用	登記費用（申請にかかる手数料を含みます）、消費税等の住居確保にかかる必要かつ合理的な範囲内の諸費用	

5.「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」の留意点について

住居確保にかかる費用の賠償につきましては、「移住先住居の再取得費用の賠償」または「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」のいずれかをご選択いただくことになっておりますので、既に「移住先住居の再取得費用の賠償」をご選択された方につきましては、重ねて「帰還先住居の建替え・修繕費用の賠償」をご選択いただくことはできません。

※ただし、既に「移住先住居の再取得費用の賠償」をご選択された方におかれましても、「移住先住居の再取得費用の賠償」の賠償上限金額の範囲内であれば、帰還先住居の建替え・修繕費用および建替えに要した解体費用をご請求いただくことができます。

6. ご請求の受付について

ご請求の受付につきましては、本年2月１日より開始させていただきます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 ＞
福島原子力補償相談室　財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル
0120-926-596　　午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

1月度定期募集のお知らせ

復興公営住宅の入居者の募集行います。

なお、今回の募集から避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）が応募できる団地に県北地区の団地を加えています。

1　募集期間

1月29日(月)～2月16日(金)　※当日消印有効

2　募集対象者

(1) 募集開始時に避難指示を受けている方

(2) 避難指示が解除された区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた方で、現に住宅に困窮している方

※(2)の方は、県北、相双およびいわき地区にある団地が対象となります。

※ 集合住宅の1階部分に設けている優先住宅の高齢者の入居要件を、75歳以上から「65歳以上」に引き下げます。

■募集開始時に避難指示を受けている方が応募できる団地

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村	入居可能時期（予定）※1
郡山市	柴宮	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	2	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成30年4月以降
			一般住宅	3LDK	3		
		集合住宅58・59号棟	優先住宅	2LDK	1		
				3LDK	1		
	富田	集合住宅1～3号棟	優先住宅	2LDK	2		
			一般住宅	3LDK	7		
		集合住宅4号棟	一般住宅	3LDK	1		
	日和田	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	八山田	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
			一般住宅	3LDK	1		
	東原	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
			一般住宅	3LDK	2		
	安積	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
			一般住宅	3LDK	1		
	守山駅西（ペット可）	2戸1棟（平屋）	一般住宅	2LDK	2		
		2戸1棟（2階建）		3LDK	3		
田村市	石崎北（ペット可）	2戸1棟（平屋）	一般住宅	2LDK	1	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成30年4月以降
三春町	平沢（ペット可）	戸建て（平屋）	一般住宅	2LDK	3	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成30年4月以降
		戸建て（2階建）		3LDK	5		

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村	入居可能時期（予定）※1
会津若松市	古川町	集合住宅	一般住宅	3LDK	3	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成30年4月以降
	年貢町	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
		集合住宅（ﾒｿﾞﾈｯﾄ）	優先住宅	3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	1		
いわき市	勿来酒井	集合住宅2～4号棟	優先住宅	2LDK	3	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成30年4月以降
				3LDK	4		
			一般住宅	3LDK	14		
		集合住宅（木造長屋）5・6号棟	優先住宅	2LDK	6		
	勿来酒井（ペット可）	戸建て（平屋）	一般住宅	2LDK	1		
	磐崎（下湯長谷）	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
				3LDK	7		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	2		
			一般住宅	2LDK	4		
				3LDK	8		

■募集開始時に避難指示を受けている方のほか、避難指示が解除された方も応募できる団地

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村	入居可能時期（予定）※1
福島市	北信	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
			一般住宅	3LDK	1		
	笹谷	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
	北中央	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
	飯坂	集合住宅	一般住宅	2LDK	2		
				3LDK	1		
	北沢又	集合住宅	優先住宅	2LDK	8		
				3LDK	7		
			一般住宅	2LDK	3		
				3LDK	11		
	北沢又（ペット可）	2戸1棟（2階建）	一般住宅	2LDK	3		
	北沢又2	集合住宅	優先住宅	2LDK	6		平成30年度後期
				3LDK	11		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	2		
			一般住宅	2LDK	9		
				3LDK	28		

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村	入居可能時期（予定）※1
二本松市	石倉	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
				3LDK	6		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	4		
				3LDK	19		
	若宮	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
			一般住宅	2LDK	2		
				3LDK	1		
	表（ペット可）	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
				3LDK	2		
			一般住宅	2LDK	3		
				3LDK	3		
川俣町	壁沢（ペット可）	2戸1棟（平屋）	優先住宅	2LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
		2戸1棟（2階建）	一般住宅	2LDK	3		
				3LDK	4		
南相馬市	北原	集合住宅	優先住宅	2LDK	6	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
				3LDK	1		
			一般住宅	3LDK	4		
	牛越	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
				3LDK	16		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	9		
				3LDK	46		
広野町	下北迫（ペット可）	2戸1棟（2階建）	一般住宅	3LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
いわき市	湯長谷	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
	下神白	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	2		
	高萩（ペット可）	2戸1棟（平屋）	優先住宅（車イス対応）	2LDK	1		
	宮沢	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
			一般住宅	2LDK	1		
	大原	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村	入居可能時期（予定）※1
いわき市	中原（ペット可）	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村	平成30年4月以降
				3LDK	4		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	3LDK	1		
	中原	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	6		
				3LDK	12		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	3		
				3LDK	20		
	平赤井	集合住宅	優先住宅	2LDK	4		
				3LDK	9		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	3LDK	4		
	四ツ倉	集合住宅	一般住宅	2LDK	1		
				3LDK	7		
	北好間（ペット可）	集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	10		
			一般住宅	2LDK	2		
				3LDK	5		
	北好間	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	2LDK	10		
				3LDK	7		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1		
			一般住宅	2LDK	10		
				3LDK	11		
	泉本谷（泉町本谷）	集合住宅	優先住宅	2LDK	19		
				3LDK	23		
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	3		
			一般住宅	2LDK	9		
				3LDK	36		

※1　入居可能時期については、工事の状況などにより前後することがあります。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル　☎024-522-3320

受付時間　8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960－8043 福島県福島市中町8－2　福島県自治会館7階

次ページへ続きます

避難指示解除区域から避難中の「旧居住制限者」の皆さまへ

平成29年11月20日

復興公営住宅のうち、相双・いわき地区にある一部団地においては、避難指示が解除された区域から避難している方（旧居住制限者）も入居対象に加えました（以下「拡大募集」）。

また昨年度から、改修した一般県営住宅を「旧居住制限者」へ提供（優先入居）しており、今年度はいわき地区を中心に提供住宅を増やし、拡大募集とあわせて募集を始めました。

これにより、旧居住制限者には、復興公営住宅と一般公営住宅の2つの選択が設けられ、その違いは次のとおりです。

■旧居住制限者が応募できる県営住宅の種別・概要

<table>
<tr><td>住宅の種別</td><td>復興公営住宅（新築）：拡大募集</td><td>一般公営住宅（既存改修）</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>復興公営住宅入居支援センター</td><td>各地区の県営住宅管理室</td></tr>
<tr><td>募集地区</td><td>相双・いわき地区</td><td>県北、県中、県南、会津若松、
相双、いわきの各地区</td></tr>
<tr><td>募集戸数</td><td>計420戸</td><td>計130戸程度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅困窮要件</td><td colspan="2">現に住宅に困窮</td></tr>
<tr><td>旧避難指示区域に存する原発事故当時の住宅に居住不可など</td><td>―</td></tr>
<tr><td>世帯要件</td><td colspan="2">なし（単身可）</td></tr>
<tr><td>収入要件</td><td>なし
（居住制限者と同様）</td><td>あり（法で定める収入以下）
分離世帯は2分の1で算定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家　賃</td><td colspan="2">世帯の収入、住宅の立地・面積・築年数などから算定
（同一収入・立地の場合、広くて新しい住宅ほど高額）</td></tr>
<tr><td>収入が特に低い場合、
家賃の低減措置あり</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">収入が著しく低い場合、県条例による減免可</td></tr>
</table>

【注意事項】
・募集期間中、復興公営住宅と一般公営住宅への重複応募は不可
・復興公営住宅においては、応募者多数の場合、まず居住制限者の抽選を行い、次に旧居住制限者の抽選を行います。

次ページへ続きます

問い合わせ先	電話番号	募集状況
県北地区　県営住宅管理室	024-521-7991	2月1日から募集予定
県中地区　県営住宅管理室	024-935-1518	
県南地区　県営住宅管理室	0248-23-1623	
会津地区　県営住宅管理室	0242-29-5526	
相双地区　県営住宅管理室	0244-26-5114	
いわき地区県営住宅管理室	0246-35-1733	

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間　8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960－8043 福島県福島市中町8－2　福島県自治会館7階

交流ルームひばり通信

お米をまだ受け取っていない方へ

●引換期限　**1月26日(金)**

●受取場所　交流ルーム「ひばり」（三条市総合福祉センター内）

引き換え券を忘れずに！

※お米は、ご家族１人につき１袋（5kg）です。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」まで
ご相談ください。

問い合わせ　交流ルーム「ひばり」 TEL 0256－33－8650

1月・2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室　第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会＆簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				1月25日 ひばり休み 浜通り配布	26日 お米 配布最終日	27日
28日	29日	30日	31日	2月1日	2日	3日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ
交流ルーム ひばり（総合福祉センター内）
TEL 0256-33-8650
E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp
［開館時間］午前9時30分～午後3時

被災自治体　問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 （いわき市東田町2-19-4）
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
富岡町	0240-22-2111	
いわき市	0246-22-1111	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している
世帯数と人数（2018.1.24現在）

市町村名		世帯数	人数
	小高区	22	53
	原町区	5	8
南相馬市　計		27	61
浪江町		6	16
双葉町		3	5
富岡町		1	1
いわき市		1	5
郡山市		4	9
合　計		42	97

発行/三条市総務部政策推進課　三条市旭町二丁目３番１号
Tel 0256-34-5511